



健康推進課

【既定】	災害時医療体制の充実	予算額	18,675 千円
------	------------	-----	-----------

事業の目的・概要

災害発生時に災害拠点病院※等に開設する緊急医療救護所が円滑に運営されるよう、医薬品等の整備や医療救護訓練等を通して、関係医療機関との協力体制を強化していくとともに、災害時要配慮者等（人工透析患者、人工呼吸器使用患者、妊産婦等）に対する必要な支援体制の充実に向けて、関係機関と連携します。

また、災害時等の非常時における保健医療活動を強化するため、ＩＣＴを活用した体制を整備します。

※ 災害拠点病院…災害発生時に主に重症者の治療・収容を行う病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院）として都が指定する病院

主な取組内容**➤ 緊急医療救護所（11所）備蓄品の整備**

大規模災害が発生し、発災直後から発災後72時間までを目途に緊急医療救護所を開設した場合に、円滑に医療救護活動が行えるよう、必要となる医薬品の確保や医療資器材等を整備します。

➤ 災害拠点病院等との医療救護訓練の実施

緊急医療救護所の開設に伴う医療救護活動が円滑に行えるよう、災害拠点病院及び災害拠点連携病院等の関係機関と連携し、実践的な訓練を実施します。

➤ 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実

災害時透析医療救護体制について、人工透析患者等に周知するとともに、区内透析医療機関間での通信訓練等をはじめとした実践的な取組を通してより実行性のあるものにします。

また、妊産婦については災害時周産期医療救護体制の検討を進め、区内の医療機関等との連携強化を図ります。

➤ I C T を活用した災害時の保健医療活動体制整備 拡充

保健師を中心とした区職員と、保健所、保健センター、震災救援所などに派遣された他自治体からの応援職員などの外部関係者が、ＩＣＴを活用して避難者の健康管理や感染症の発生状況の情報共有などを行うことができるよう、タブレット端末を配備し、災害時の保健医療活動体制の整備を図ります。